

議案第 44 号

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 26 号)
の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に、「別表第 2 に掲げる設備」を「附属設備」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「利用料金は別表第 2」を「使用料は、規則」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「第 6 条第 4 項」を「第 5 条第 4 項」に、「指定管理者」を「市長」に改め、

同条を第11条とする。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第12条とする。

第14条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

第17条及び第18条を削り、第19条を第16条とする。

別表第1中「第6条、第8条」を「第5条、第7条」に改め、同表備考中「利用料金」を「使用料」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。